

※退職手当調整額

退職手当調整額は、平成8年4月1日以後の在職期間の初日の属する月から末日の属する月までの各月ごとに、当該各月にその者が属していた職員の区分（市町村等の規則で定められている。）に応じて定められている調整月額のうち、その額が多いものから60月分の調整月額を合計した額となります。

（参考）

＜国家公務員に準じた場合における給料表ごとの職員の区分＞

区分	調整月額	行(1)	行(2)	公安(1)	医療(1)	医療(2)	医療(3)	福祉
第1号	70,400円	級	級	級	5級	級	級	級
第2号	65,000				4			
第3号	59,550				4			
第4号	54,150	7		8	4			
第5号	43,350	6		7	3	6	6	
第6号	32,500	5	5	6	2	5	5	4
第7号	27,100	4	5	5 4	2	5	4	4
第8号	21,700	3	4 3	4 3	1	4 3 2	3 2	3 2
第9号	0	2 1	3 2 1	3 2 1	1	2 1	2 1	1

（注）・勤続9年以下の自己都合退職者は調整額が支給されません。

・勤続4年以下の退職者（自己都合退職者以外）及び勤続10年以上24年以下の自己都合退職者は調整額が半額になります。

・休職期間等の除算する期間がある場合は、除算期間後、60月に満つるまでの期間になります。